

東かがわ市妊婦健診受診支援事業

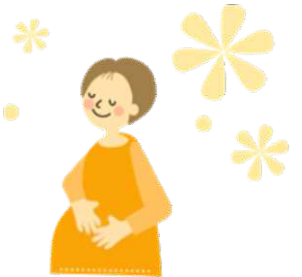


妊娠期を安全に過ごすために、定期的な受診はとても大切です。健診を定期的に受けることで、妊娠期の異常の早期発見・対応が可能です。

母子ともに安全に妊娠期を過ごす環境を整えるため、東かがわ市では妊婦健診受診に伴う経済的負担軽減のため、妊婦健診受診支援事業を始めました。

助成内容

妊婦一般健康診査受診票を使用した健診1回につき2,000円助成します。
(最大14回、多胎妊娠の場合は19回分)



申請方法

こども家庭課の窓口で、最終の妊婦健診受診後1年以内にまとめて申請してください。
受診票使用回数を確認後、助成金額を決定し通知します。
(助成金額決定の通知は3~4か月後です。)

●申請に必要なもの



- ・母子健康手帳
- ・印鑑（受診された妊婦のもの）
- ・振込先口座の確認できる通帳（妊婦ご本人名義の通帳）…表紙を開いて2枚目の写し
(通帳の写しは無料でコピーいたします)
- ・本人確認ができるもの
(公的機関の発行する写真付の物【例：マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等】)
- ・東かがわ市妊婦健診受診助成金交付申請書…こども家庭課にあります



里帰り出産について

里帰り出産等により、県外で市が発行した妊婦一般健診受診票を使用し、妊婦健診を受けられた場合も同様に助成します。県外での健診費用の補助金申請時に、同時に手続きしてください。

妊娠中に転出・転入された場合について

妊娠中に転出または、転入された場合は、東かがわ市に住民票がある時に受診した妊婦健診のみが対象となります。最終の妊婦健診受診日から1年以内が申請期限となるため、助成の申請はまとめて、お早めをお願いします。

健診以外の目的で受診した場合について

体調不良などで病院を受診した場合や、医師の指示による治療を目的とした受診については、助成の対象にはなりません。妊婦一般健康診査受診票を使用した健診が助成対象です。

【お問い合わせ・申請先】

〒769-2792 東かがわ市湊1847番地1
東かがわ市役所 こども家庭課 母子保健グループ
TEL 0879-26-1229 FAX 0879-26-1209

